# 平成２５年度事業計画及び収支予算

## 総　　説

本年度は、本会が一般社団法人へ移行しての初年度であります。

４月１日より、新定款が施行され、新しい理事会、代議員会が発足し、新法人としての一歩を踏み出します。

今回の法人の移行は、国が進める公益法人改革に則って行うものではありますが、定款とそれに伴う諸規程、総会や代議員会、理事会のあり方が大きく変わり、これらは会の性格にも大きく影響を与えるものであります。東京都交友会においても、これを新しい時代を迎えるエポックと捉え、自己改革を図っていく必要があります。

そこで、交友会はこれを機に、「もう一度交友会を見直すこと」を新たな課題として設定し、会に寄せる会員の期待や要望の把握に努め、より多くの会員が会の活動に参加し、協力していただける枠組みをつくり、会のイメージを「静」から「動」に転換することを目指します。

具体的な内容は、新定款の下で設置された会報、行事、会館と庶務の４常任理事と、これら常任理事を中心として設けられる各委員会（チーム）において検討、企画、実施していくことになりますが、まずは会員の皆様をつなぐ絆であり、広場である「会報」の全面的リニューアルに着手し、会員の皆様に親しみを持ってもらう、読みやすい紙面づくりをすすめることといたしました。

ビル経営による収入は本会経営の中核をなす財源であります。昌平橋ビルの取壊しとこれに伴う交友会の経営内容の大きな変更は、会の財務構造の抜本的な見直しに直結するものであります。今後とも地主である東京都及び共同区分所有者である東京都住宅供給公社と協議し、対応して参ります。

こうした状況を踏まえ、本年度の事業・財務運営も、前年度に引き続き事業のより効率的な運営を目指すとともに、会員の会館使用時の使用料の徴収、人件費の見直し等、経費全体にわたる精査を行い、財務状況の改善を図ってまいります。

# 事　業　計　画

## Ⅰ　会員事業

### 1　定期総会、秋の大会の開催

定期総会を７月に開催し、会の運営の方針を定めるとともに、秋には大会を開き、時宜に即した講演を行い、あわせて懇親会を開催し会員の交流・親睦を図る。

### 2　会報及び会員名簿の発行

会員相互の交流、親睦に資するため、交友会会報を発行して、会の事業運営の状況、各主催事業の開催告知、会員の消息、都区政の動向、各サークル活動の活動予定等を知らせるとともに、広く会員からの投稿を募集して編集掲載する。

今年度より、会報の発行を年６回から季刊発行とするとともに、規格をＡ４版とし、会報編集委員会を設置してその意見を反映し、より読みやすく、親しみやすい会報づくりを目指す。あわせて、新法人移行記念を兼ね、Ａ４版の会報編綴用表紙を作成し会員に配付する。

今年度は会員名簿の発行年度にあたり、これを10月に発行する。

### 3　各種主催事業の実施

（１）　会員の見聞を広めるとともに、その健康の増進に資するため、年２回施設見学会を実施する。

（２）会員の要望に即し、囲碁大会、麻雀大会、ゴルフ大会等を実施し、会員の交流と趣味の充実に資する。

（３）現役職員による都区政報告会等を企画し、都庁との絆の強化を図るとともに、会員の独自活動の活動報告会などを通じて仲間支援・紹介を行う。

（４）　１月に新年賀詞交歓会を開催して、新年を祝うとともに、会員相互の親睦交流を図る。また、前年中に入会した新会員を新年賀詞交歓会に招待し歓迎の意を表する。

（５）会報に同封する出欠葉書等を利用して会員アンケートを実施し、主催事業についての会員の意向を調査して今後の事業実施に反映する。

### 4　相談事業の実施

会員及びその家族を対象として、毎月、法律相談及び税務相談を実施する。

5　会員の慶弔

（1）長寿者に対する祝賀

白寿、米寿、喜寿を迎えられた会員を定期総会にお招きして、その労をねぎらい長寿を祝福する。

（2）物故会員に対する敬弔

物故された会員に対しては、香典を送り、謹んで弔意を表する。

6　各種サークル活動への支援

会員の自主的な運営による趣味等のサークル（謡曲、小唄、短歌、俳句、麻雀、囲碁、研究会、書道等）の活動を奨励して、会報への活動内容の紹介、実施日程の掲載など必要な便宜を供与する。

## Ⅱ　公益助成等事業

1　社会福祉事業等への助成

一般社団法人移行後の公益目的支出計画の一環として、社会福祉事業等を行う団体に対し、寄付及び助成を行う。

2　公開講演会の開催及び関係団体との協力

（1）秋の大会において、講演会を開催し、これを一般公開することにより、公益目的支出計画事業として位置づける。

（2）講演会のテーマ設定などに資するため、公益目的支出計画事業として日頃より都政等に関する調査、研究を行う。

（3）一般財団東京都弘済会等友好団体との提携に努めるとともに、その公益活動等に対し後援・協力を行う。

## Ⅲ　施設賃貸事業

1　交友会会館の維持管理

会館利用者及び賃借人の快適な利用及び安全と利便に資するため、随時、施設の点検、整備を行い、管理運営に万全を期するとともに、会員の会館利用に際し、一定額の利用料の徴収を行う。

なお、滞納賃料解消の問題については、今後も積極的に取り組む。

２　昌平橋ビルの取壊し問題への対応

昌平橋ビルの問題については、老朽化、耐震基準上の問題等に対処するため、その方策を東京都住宅供給公社と協議して、平成２４年８月に合意書を取り交わし、平成２７年度に当ビルの取壊しを行うこと、テナントや居住者立退き問題に備え、互いの所有する資産の買取請求権について定めたところであり、本合意書に基づき、今後会館問題検討委員会を中心にその具体化を鋭意進めていく。

こうした事情を考慮し、既に昨年度新たに契約したテナントとの間では平成２７年４月までの定期借家契約を締結し、移転補償を行わないことを条件に従来の賃料水準の引き下げを行っているところであるが、今後もこの方針を踏襲する。

Ⅳ　会務その他事務事業の執行

１　代議員会、理事会等の開催

会の事業の円滑な運営を図るため、随時、代議員会、理事会、常任理事会等を開催し、重要な案件を審議する。また、必要に応じ課題別の委員会を設置し、協議・検討の結果を理事会・代議員会に報告する。

２　大都市退職者団体との交流

大都市退職者団体と友好関係を維持し、新公益法人制度移行に関する情報の交換、協議等を行い、会の発展のため共同して活動する。本年度は名古屋市主催で開催する。

３　事務執行体制の整備

その他、事務執行体制の整備を図り、事務事業の改善効率化に努める。